

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般競争入札（第3条—第15条）
- 第3章 指名競争入札（第16条—第20条）
- 第4章 随意契約（第21条—第23条）
- 第5章 せり売り（第24条）
- 第6章 契約の締結（第25条—第32条）
- 第7章 契約の履行（第33条—第50条）
- 第8章 雑則（第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条の3の規定に基づき、法令、条例又は他の規則（以下「法令等」という。）に特別の定めがあるものを除くほか、契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（専決）

第2条 契約事務については、阿見町事務決裁規程（昭和61年阿見町規程第2号）（以下「決裁規程」という。）に従い、これを処理するものとする。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札参加者の資格）

第3条 町長は、令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、その定めるところにより一般競争入札に参加しようとする者に事前に資格審査申請書を提出させ、別に定める阿見町競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 町長は、前項の規定による審査の結果に基づいて、当該資格を有する者の名簿（以下「有資格名簿」という。）を作成するものとする。

（入札の公告）

第4条 町長は、令第167条の6第1項の規定による入札の公告をする場合には、法令に規定するものを除くほか、その入札期日の前日から起算して5日前までに阿見町公告式条例（昭和31年阿見町条例第1号）による掲示その他の方法により行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を2日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、令第167条の6に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 入札の方法及び入札に付する事項
- (2) 入札心得及び入札保証金に関する事項
- (3) 契約条項, 設計図書等に関する事項
- (4) 契約保証金及び契約書作成に関する事項
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) 契約が議会の議決を必要とするものであるときは, 契約の成立に関する事項
- (7) 前各号のほか必要と認める事項

3 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は, 第1項の規定にかかわらず, 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間によらなければならない。

(入札保証金)

第5条 町長は, 令第167条の7第1項の規定により, 一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めさせなければならない。

2 前項の入札保証金は, 落札者以外の者に対しては入札が終了後に, 落札者に対しては地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定による契約成立後に, 直ちに還付するものとする。ただし, 落札者に係る入札保証金は, 当該落札者の申出により, 契約保証金の全部又は一部に充てることができる。

(入札保証金に代わる担保)

第6条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金に代わる担保として町長が認める有価証券は次の各号に掲げるものとする。この場合において, 担保として提供された証券の価格は, 当該各号に定める価額とし, 証券が記名証券であるときは, 売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

- (1) 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- (2) 政府の保証のある債券, 金融債, 公社債, 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは, 発行価額)の10分の8に相当する金額
- (3) 金融機関が振り出し, 又は支払保証した小切手 小切手金額
- (4) 金融機関が引き受け, 保証又は裏書をした手形 手形金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは, 当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額)

(入札保証金の免除)

第7条 町長は, 次の各号の一に該当するときは, 第5条の規定による入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が令第167条の5第1項の資格を有するものであり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたとき。

(予定価格)

第8条 町長は、一般競争入札に付する事項の価格をその事項に関する仕様書、設計図書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格表を密封し、開札の際にこれを開札場所におかなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う事項に係る契約にあっては、その単価について予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、一般競争入札に付する事項の取引の実例単価、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、予定価格は、別に定めるところにより公表することができる。

(最低制限価格)

第9条 町長は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

2 町長は、前項の規定により最低制限価格を付するときは、第4条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第10条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書を作成して入札日時までに入札の場所へ提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書の提出は、町長が特に認めた場合に限り、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして町長が定めるものを利用して行うこと（以下「郵便入札」という。）又は町の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して行うこと（以下「電子入札」という。）ができる。この場合において、郵便入札により入札書を提出するときは、封筒の表面に「入札書在中」と明記しなければならない。

3 前項の規定により郵便入札又は電子入札により入札書を提出する場合にあっては、開札時刻までに到着しなかったものについては、当該入札者による入札はなかったものとする。

4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

5 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。

6 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

(無効の入札)

第11条 令第167条の6第2項の規定により無効となる入札は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 入札に参加する資格がないものが入札をした場合
- (2) 入札について不正の行為があった場合
- (3) 指定の日時までに入札書が到達しない場合
- (4) 指定の日時までに入札保証金を納めない場合又は入札保証金の納付額が不足している場合
- (5) 金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合
- (6) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した場合
- (7) 他の代理人を兼ね又は2人以上で代理をした場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した場合

(入札無効の理由明示)

第12条 前条の規定により入札を無効とする場合においては、令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して入札無効の旨を知らせなければならない。

(再度入札)

第13条 町長は、令第167条の8第4項の規定により再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、当初に入札した入札者のうち、現に開札の場所にとどまっている者に入札させるものとする。ただし、再度の入札は、2回を限度とする。

(落札者の決定)

第14条 町長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲に達したものがあるときは令第167条の9から令第167条の10の2までの規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあっては最高の価格をもって入札した者、支出の原因となる契約にあっては最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定しなければならない。

2 町長は、落札者を決定したときは、その場で直ちに入札者に公表し、かつ、落札者に通知しなければならない。

(入札経過の記録)

第15条 町長は、一般競争入札が終了したときは、その経過を入札書取書に記録しなければならない。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札の参加資格)

第16条 令第167条の11第2項の規定により、町長が定める指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査及び名簿の作成は、当該資格が一般競争入札参加者の資格と同一である場合においては、第3条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもってこれに代えるものとする。

(指名基準)

第17条 町長は、前条の資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

(指名競争入札の参加者の指名)

第18条 町長は、指名競争入札に付そうとするときは、前条の基準により入札に参加する者を3人以上指名しなければならない。

2 町長は、令第167条の12第2項の規定により入札の通知をする場合には、入札通知書により入札期日の前日から起算して次の各号に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を設けて行わなければならない。ただし、急を要する場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる契約に限り、その期間を5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 1件の発注標準金額が、5,000万円以上の工事の請負契約 15日以上
- (2) 1件の発注標準金額が、500万円以上5,000万円未満の工事の請負契約 10日以上
- (3) 1件の発注標準金額が、500万円未満の工事の請負契約 1日以上
- (4) 物品の購入契約 2日以上
- (5) 前各号に掲げる契約以外の契約 5日以上

(審査会への付議)

第19条 町長は、次の各号の一に該当する契約に係る指名業者を選定しようとするときは、審査会に諮らなければならない。

- (1) 1件の発注標準金額が、130万円以上の工事又は製造の請負
- (2) 1件の発注標準金額が、50万円以上の備品購入、設計、各種調査又は維持管理業務の委託業務

2 前項に定めるもののほか、町長が指名業者の選定に係る審査が必要と認める契約については、審査会に付することができるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第20条 第5条から第15条の規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、第7条第1項第2号中「令第167条の5第1項」とあるのは、「令第167条の11第2項」と、第9条第2項中「第4条の規定による公告」とあるのは「第18条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約の対象)

第21条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 工事又は製造の請け負い 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円

- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円
(特定の随意契約に係る手続)

第21条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。

- (1) 町長は、契約を締結する前において、次に掲げる事項を公表すること。
 - ア 契約の名称及び概要
 - イ 契約の相手方の決定方法及び選定基準
 - ウ 契約を締結する時期
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- (2) 町長は、契約を締結した後において、次に掲げる事項を公表すること。
 - ア 契約の名称及び概要
 - イ 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
 - ウ 契約金額
 - エ 契約を締結した日
 - オ 契約の相手方を選定した理由
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
(見積書の徴取)

第22条 町長は、随意契約とするときは、2人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約の性質又は目的により次の各号の一に該当するときは、見積書の徴取を1人とすることができる。

- (1) 一件の発注標準金額が10万円未満であるとき。ただし、物品又は印刷製本は除く。
- (2) 令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づく随意契約の場合

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当するときは、見積書を省略することができる。

- (1) 官公署と契約をするとき。
- (2) 官報、収入印紙、郵便切手類、定期刊行物、法令集の追録、新聞等を購入するとき。
- (3) 水道料、電気料及び通信運搬費、電話料等の役務の提供に係る契約をするとき。
- (4) 土地及び建物の購入又は借上げるとき。
- (5) 法令に基づき、料金又は価格が定められているとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴する必要がないものと町長が認めたとき。

3 前項第6号の規定により、見積書を徴しない場合は、見積書に代え契約の相手方から明細書、価格表示の書類を徴さなければならない。

(予定価格の設定)

第23条 町長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第8条の規定により予定価格を設定しなければならない。ただし、町長が必要がないと認めるときは、この限りではない。

第5章 せり売り

(せり売り)

第24条 町長は、令第167条の3の規定によりせり売りをしようとするときは、職員を指定し、当該職員をしてせり売りをさせなければならない。ただし、特に必要と認めるときは、職員以外の者からせり売り人を選び、職員を立ち合わせてせり売りを行うことができる。

2 第3条から第8条及び第15条の規定は、せり売りについて準用する。

第6章 契約の締結

(契約の締結)

第25条 落札者は、落札の通知を受けた日若しくは落札日から7日以内に契約又は仮契約(契約が議会の議決を必要とするものに限る。以下同じ。)を締結しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札決定はその効力を失う。

3 前2項の規定は、随意契約による場合について準用する。この場合において、第1項及び前項中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方として決定された者」と、第1項中「落札の」とあるのは「当該決定の」と、前項中「落札決定」とあるのは「当該決定」と読み替えるものとする。

(契約書の作成)

第26条 町長は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 当該者の住所、氏名又は商号若しくは名称(法人又は組合にあっては代表者の氏名を含む。)
- (2) 契約の内容及び金額
- (3) 契約の履行の期限又は期間及び場所
- (4) 契約金額の支払又は受領の時期及び方法
- (5) 契約保証金に関する事項
- (6) 監督及び検査の要領
- (7) 契約履行の遅延、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害賠償金に関する事項

- (8) 危険負担及び契約不適合責任に関する事項
- (9) 契約に関する紛争の解決方法
- (10) 天災その他の不可抗力による損害の負担及び履行期限又は期間の延長に関する事項
- (11) その他必要な事項
(契約書の省略)

第27条 町長は、次の各号の一に該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 10万円未満の売買、貸付、請負その他の契約をするとき。
 - (2) 不用品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
 - (3) せり売りの方法によるとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合を除くほか、随意契約について町長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の目的となる給付の内容、履行期限、契約金額その他の必要な事項を記載した請書を契約の相手方から徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りではない。

- (1) 1件5万円を超えない随意契約をするとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、特に請書を作成する必要がないと認められるとき。
(仮契約)

第28条 町長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿見町条例第13号）第2条の規定により、議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、当該契約の相手方と議会の議決があったときに当該契約が本契約として成立する旨の仮契約書を作成し、当事者の双方においてそれぞれ1通を保有するものとする。

- 2 町長は、前項の契約について議会の議決があったときは、直ちに当該契約の相手方にその結果を書面によって通知しなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、特に町長が必要があると認めたときは、当該契約の相手方と仮契約の条件が成就したときに当該契約が本契約として成立する旨の仮契約書を作成することができる。

(契約保証金)

第29条 令第167条の16の規定により、納付させる契約保証金は、契約額の100分の10以上の額とする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 町長は、契約の相手方に前項に規定する額を、契約を締結しようとする日までに納めさせなければならない。
- 3 契約保証金は、契約履行後直ちに還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第30条 町長は、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5第1項又は令第167条の11第2項の資格を有するものと契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 物品売払いの契約を締結する場合において、売払代金が即時に収納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 官公署と契約を締結するとき。

(契約保証金に代わる担保)

第31条 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項の規定により契約保証金に代わる担保として町長が認めるものは、次の各号に掲げるものとする。この場合において、提供された担保の価値は、当該各号に定めるものとし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

- (1) 国債又は地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- (2) 政府の保証のある債券、金融債、公社債、額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8に相当する金額
- (3) 金融機関が振出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 金融機関が引受け、保証又は裏書した手形 手形金額（当該手形の満期の日が当該保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該契約保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額）
- (5) 金融機関の保証 保証金額
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第2条第4項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 保証金額

(保証人)

第32条 町長は、契約の適正な履行を確保するため必要があると認める時は、契約の相手方をして、その者の債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する者として金銭保証人を立てさせなければならない。

- 2 前項に規定する保証人は、契約の相手方と同等以上の履行能力を有する者でなければならない。

第7章 契約の履行

(履行期限及び履行の届出)

第33条 契約の履行期限又は期間の末日が阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年阿見町条例第1号)第3条第1項に規定する週休日又は第9条に規定する休日に当たるときは、その翌日(休日が連続するときは最終の休日の翌日)まで期限又は期間を延長したものとみなす。ただし、契約に特別の定めがあるときは、この限りではない。

- 2 契約の相手方は、その契約を履行したときは、工事請負等については完成(完了)報告書により、物品等については納品書により、直ちに町長に届け出なければならない。ただし、第22条第1項各号及び町長が届出の必要がないと認めるものについては、これを省略することができる。

(目的物の引渡し)

第34条 目的物の引渡しは、工事又は製造その他の請負の場合にあつては、完了検査に合格したとき、物件の買入れその他の場合にあつては、引渡し場所において検査に合格したときをもって完了するものとする。

- 2 前項の引渡しは、契約履行期限又は期間内に完了しなければならない。
- 3 町長は、物件を売払う場合は、法令等に定めがある場合を除くほか、契約の相手方がその売払代金を完納しなければ引き渡しはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第35条 町長は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は一括して他人に請負わせ、若しくは委任することができない旨を契約で定めなければならない。ただし、契約の相手方が、あらかじめその内容を明らかにして、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(名義変更の届出)

第36条 契約の相手方は、契約締結後その商号若しくは名称又は代表者等に変更があったときは、当該変更を証明する書類を添えて町長にその旨を届け出なければならない。

(契約の変更)

第37条 町長は、契約締結後において、当該給付の内容を変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等をする必要が生じたときは、契約の相手方と協議して契約の変更をすることができる。

- 2 町長は、天災その他契約の相手方の責に帰することのできない理由により、契約の履行延期申請書の提出があつたときは、その内容を調査し適当と認めるときは、その変更を認めることができる。
- 3 町長は、前項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第26条及び第27条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書を徴さなければ

ばならない。

(履行遅延による違約金)

第38条 町長は、契約の相手方が契約の履行期限又は期間内に契約を履行しない場合には、前条第2項の規定により履行期限又は期間の延長を認めた場合を除くほか、契約の定めるところにより遅延日数に応じ、契約金額から既済部分又は既納部分に相当する額を控除した額に相当する額に対して、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が定める率」という。）の割合で計算した違約金を徴することができる。この場合において、遅延利息の金額が100円未満であるときはその金額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 前項の違約金は、契約の相手方に対して支払うべき代金又は第29条第3項の規定により還付すべき契約保証金と相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

3 前項の遅延日数は、履行期限又は期間の末日の翌日から起算して履行完了の確認の日までの期間について算定する。ただし、約定の時期までに検査を完了しないときは、その時期を経過した日から検査を完了した日までの日数は、これを算入しない。

(契約の解除)

第39条 町長は、契約の履行に当たり契約の相手方が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約の定めるところにより当該契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき事由により契約の履行期限若しくは期間内に履行が完了しないとき、又は履行期限若しくは期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないとき。

(3) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

(4) 契約の締結又は履行につき、不正の行為があったとき。

(5) 正当な理由なく、契約の解除を申し出たとき。

(6) 営業に関し、法律上必要とする許可、認可又は登録等の取消しを受けたとき、又は失効したとき。

(7) 契約の相手方（当該相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は支店等の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等の利用等をしたことが認められるとき。
- エ 役員等が暴力団等に対し資金等を供給し、又は便宜を供与する等の直接的あるいは積極的な暴力団の維持、運営への協力若しくは関与が認められるとき。
- オ 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他これらに類する契約（以下「下請契約等」という。）等の締結に当たり、当該契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。
- キ 下請契約等の相手方が当該契約の締結後にアからオまでのいずれかに該当することが認められた場合において、発注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに応じなかったとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約条項に違反したとき。

- 2 町長は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した契約解除通知書により契約の相手方に通知しなければならない。

(談合等の不正行為による解除)

第39条の2 町長は、契約の相手方が次のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、当該契約の解除をすることができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項の規定に違反し、公正取引委員会が同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき行う課徴金の納付命令（以下「課徴金納付命令」という。）が確定したとき（確定後、当該命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 課徴金納付命令又は排除措置命令（公正取引委員会が独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づき行う命令をいう。）に係る契約において、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する事業活動（以下「違反行為」という。）があったとき。
- (3) 違反行為のあった期間において、当該違反行為の対象となった取引分野に係る入札（見積書の提出を含む。）が行われたことが明らかとなったとき。
- (4) 違反行為の結果、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に基づく罰則が確定したとき。

(解除による損害賠償等)

第40条 町長は、第39条の規定により契約の解除をした場合において損害を受けたときは、契約の定めるところにより損害賠償の請求をしなければならない。

- 2 前項の損害賠償については、違約金を約定することによって、これに代えることができる。
- 3 町長は、第39条又は法律の規定により契約の解除をしたときは、第43条の検査職員に

命じて当該契約に係る既済部分の検査をし、当該検査に合格した部分の引渡しを受け、当該部分に係る代価（第49条の規定による部分払をしているときは、その部分払の金額を控除した額をいう。以下次項において同じ。）を支払うことができる旨の約定をしなければならない。

4 前項の場合において、令第163条の規定による前金払をしているときは、当該前金払の額を前項の当該部分に対応する代金から控除する旨を約定しなければならない。

5 前2項の場合において、支払済の部分払金額、前金払の額又は部分払の金額及び前金払の金額の合計額が、当該検査に合格した部分に対応する代金の額を超えるときは、契約の定めるところにより、その超過額につき部分払又は前金払の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結日における財務大臣が定める率で計算した額の利息を付して返還させなければならない。

（談合等による損害賠償等）

第40条の2 町長は、契約の相手方が次のいずれかに該当する場合は、当該各号の事由によって生じた損害について、契約の解除の有無にかかわらず、当該各号に定める額について損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害の額が当該額を超える場合は、その額について損害賠償の請求をするものとする。

(1) 第39条の2各号に掲げる事由に該当したとき 契約金額の100分の15に相当する額

(2) 第39条の2各号に掲げる事由に該当した場合であって、次のいずれかに該当するとき 契約金額の100分の20に相当する額

ア 課徴金納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定が適用されること。

イ 違反行為の首謀者であること。

ウ 違反行為に係る契約について、当該違反行為を行っていない旨の誓約書を提出していること。

2 契約の相手方は、前項の規定による損害賠償の請求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。この場合において、契約の相手方が共同事業体であって、既に解散されているときは、当該共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者が連帯して応じるものとする。

3 町長は、第1項の損害賠償の請求を行った場合において、既に当該請求に係る契約金額の支払がされているときは、第1項に掲げる額に契約金額の支払が行われた日から財務大臣が定める率による利息を付して請求するものとする。

（監督及び検査の協力）

第41条 契約の相手方は、次条及び第43条の規定により行う監督及び検査に協力しなければならない。

（履行の監督）

第42条 町長は、契約の適正な履行を確保するため、職員に命じ、又は職員以外の者に委

託して必要な監督をさせなければならない。

- 2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、契約に係る設計等に基づき契約の履行に立会って工程の管理、履行中途における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

（検査）

第43条 町長は、次の各号の一に掲げる理由が生じたときは、職員に命じ職員以外の者に委託して当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約相手方から給付の完了の通知を受けたとき。
- (2) 給付の完了前に、契約の相手方から、出来高に応じ代価の一部の支払を求められたとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約による給付の一部の引渡しが行われたとき。
- (4) その他検査の執行が必要と認められたとき。

- 2 前項の規定による検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約の履行状況について契約書、仕様書、設計図書、図面及び納品書等に基づき、その内容を検査しなければならない。この場合において、必要に応じ契約の相手方又は監督職員の立会いを求めるものとする。

- 3 前項の場合において特に必要があると認めるときは、一部を破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うことができる。この場合において、検査又は復元に要する費用は当該契約の相手方が負担するものとし、町長はこの旨を契約書に明らかにしておくなければならない。

- 4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認められるときは、契約の相手方に必要な措置をとることを求めなければならない。

- 5 前項の規定により、契約履行の不備に対する措置を求めたときは、第2項の規定の例により再検査をしなければならない。また、その経過について、第46条の規定により作成する検査調書の備考欄に記載しなければならない。

（兼職の禁止）

第44条 監督職員と検査職員は、これを兼ねることができない。

（監督又は検査の委託の確認）

第45条 監督又は検査を委託された者は、その結果について必要な意見を付して町長に報告しなければならない。

（検査調書の作成）

第46条 検査職員は、第43条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、工事請負等にあつては、竣工検査調書、又は出来高検査調書、物品等の購入にあつては物品等検収調書を作成しなければならない。ただし、委託業務、修繕工事にあつては契約

金額が10万円未満のものについては、関係帳票類にその旨を記録することによって、これを省略することができる。

(契約代金の支払)

第47条 町長は、令第163条の規定による前金払又は第49条の規定による部分払をする場合を除くほか、第43条の規定による検査に合格し、第34条の規定による目的物の引渡しを完了したものでなければ当該契約に係る対価の支払の手続をすることができない。

(前金払)

第48条 町長は、公共工事のうち前払金保証事業法第2条第1項に規定する公共工事であって保証事業会社の保証に係るもの（1件の発注標準金額が500万円以上の公共工事に限る。以下この条及び次条第1項において「公共工事」という。）に要する経費については、契約の定めるところにより、当該経費の10分の4に相当する額の範囲で前金払をすることができる。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、前払金の割合を制限し、又は前払金を支払わないことができる。

(1) 町の財政がひっ迫し、又はひっ迫することが予想されるとき。

(2) 公共工事の履行期間が60日以内であるとき。

(3) 町長が前払金を支払う必要がないと認めたとき。

3 町長は、第1項の規定により前金払をするものについては、契約の変更により契約金額が著しく増加し、又は減少したときは、その増減の割合に従って相当額の前払金を増額し、又は返還させる旨の約定をすることができる。

4 前払金の請求をしようとする者は、保証事業会社が交付する保証証書を町に寄託しなければならない。

(中間前金払)

第48条の2 町長は、前条の規定により前金払をした公共工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものについては、契約の定めるところにより、当該公共工事の契約金額の10分の2に相当する額の範囲内で、前条の規定により行った前金払に追加して前金払をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 前項の規定による前金払（次項において「中間前金払」という。）を受けようとする者は、工事履行報告に係る書類を添えて町長に申請しなければならない。この場合において、町長は、直ちに審査を行い、その結果を通知しなければならない。

3 前条第4項の規定は、中間前金払における請求について準用する。

(部分払)

第49条 町長は、契約の定めるところにより、給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払うこと（以下「部分払」という。）ができる。

2 工事又は製造その他の請負契約に対する部分払については契約金額が50万円以上であり、かつ、既済部分が30パーセント以上でなければこれを行うことができない。

3 部分払の金額は、工事又は製造その他の請負契約にあつては、その既済部分に対応する代金の額の10分の9以内、物件の買入れ契約にあつては既済部分に対応する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他の請負契約に係る完済部分にあつては、その代金の金額まで支払うことができる。

4 部分払の金額は、次の算式により算定した額とする。

(1) 1回の場合

部分払の金額 \leq （第1項に規定する既済又は既納部分に対応する額） \times （ $9/10$ 又は $10/10$ －前金払の額 \div 契約金額）

(2) 2回以上にわたる場合

部分払の金額 \leq （第1項に規定する既済又は既納部分に対応する額－既に部分払の対象となった既済又は既納部分に対応する額） \times （ $9/10$ 又は $10/10$ －前金払の額 \div 契約金額）

5 町長は、工事又は製造その他の請負契約について部分払の対象となった既済部分の引渡しを受けない場合においても、当該部分の所有権は町に帰属する旨及び天災その他の不可抗力による損害の負担は完成検査のうへ全部の引渡しを受けるまでは、契約相手方に属する旨の約定をしなければならない。

(契約不適合責任)

第50条 町長は、第34条の規定により引渡しを受けた目的物（工事目的物に限る。以下この項において同じ。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合は、契約不適合を理由として、当該目的物の引渡しを受けた日から2年以内に、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をするものとする。ただし、天災地変その他避けることができない非常災害によると認められるときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、設備機器本体等の契約不適合については、引き渡し時の検査の後、直ちにその履行の追完を請求するものとする。ただし、当該検査において確認されなかった契約不適合である場合は、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重過失によって生じたものであるときは、適用しない。この場合において、町長は、民法（明治29年法律第89号）の定めるところにより請求等をするものとする。

4 町長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約不適合責任を定めることができる。

第8章 雑則

(委任)

第51条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月18日規則第3号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日規則第37号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年2月18日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月21日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月2日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第18号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第22号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第28号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿見町契約規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月17日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第26号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第33号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月11日規則第45号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年11月16日規則第58号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月13日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日規則第20号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。